



平成25年度



0000000000

表

試験科目	試験地	受験番号	フリガナ
民法			氏名 鷹合 宣宗

民法
去
1
頁

第1 設問1

1 小問(1) 前段

(1) 事案1の下線に付した契約(以下「本件契約」といふ)は、将来の一定期間に発生するであろう債権の譲渡を含む契約である。

(2) 債権譲渡において、譲渡される債権は、契約時点、で発生していることを要しない(民法(以下法名を省略)466条の6第1項)。これ、契約の一般原則として、契約の内容は、特定していなければならない、といふ。この特定の程度は、債権の発生原因や期間の制限から、他の債権と識別できるものであればよい。改正民法で述べ、

これ、契約内容は、公序良俗に反しない(90条)。つまり、号定の期間が過度に長期であるがゆえに、譲渡人の取引行為や営業活動の自由を不当に制限する場合や、対象の債権を包括的に定めることにより、譲渡人の他の債権者を害するおそれがある場合には、契約の内容が公序良俗に反し、無効であると考える。

(3) 本件において、譲渡される債権の発生原因は、Bの部品の製造および販売である。これ譲渡の対象とする期間も、今後1年と定められている。したがって、譲渡の対象となる将来の債権は、他の債権と識別可能であり、特定されているといえる。

これ、1年という期間は、Aの営業活動を不当に制限するほど長期であるとはいえない。加えて、譲渡の対象は、Bの部品の製造および販売に係る代金債権のみであり、Aの取引行為から発生する債権が包括的に含まれているものではない。つまり、Aの他の債権者を害するものではない。したがって、本件契約の内容は、公序良俗に反しない。

(4) 以上より、本件契約は有効である。

それではあるが、AはBの部品の製造・販売する会社であり、Aの取引行為のほぼ全てが含まれているので、

2 小問(1) 後段

本件契約が有効である場合、Bは、甲債権を、その発生時に取得する(466条の6





※

A

B

C



A 000000000 A

(上記枠内に、受験番号シールを貼り付けること。)

第2項)。つまり、Bは、Aとの物件契約時に、契約内容に含まれる債権につき取得する地位を譲受し、AとCの間で、パソコン部品の100万台の製造・納品目的の契約を締結した平成25年3月1日に、甲債権を取得する。

3 小問(2)

↑ 本件では、競渡担保であることが論点のひとつです。また、契約内容から、Cは、発生を当然に取得

(1) Aの債権者であるFは、甲債権につき差押えを行い、その取立権を取得している。これに基づき、甲債権の債務者であるCに対し、支払いを求めている。これに対し、Cは、AD間の免責的債務引受により、自身は債務を免れること、支払いを拒絶するとしている。これは、AD間の免責的債務引受は、有効に成立している。

(2) 免責的債務引受は、債務者と引受人との間の契約により、その効力を生ずる(472条2項前段)。これに対し、債務者と引受人との間の契約による場合、債権者が債務者に対し、その契約を以ての通知をしなければ、その効力は生じない(472条2項後段)。

(3) 本件においては、甲債権につき、債権者であるAと引受人であるDの間で、Dが甲債権に係る債務を引き受け、かつCの当該債務を免責する旨の契約をしている。これにより、免責的債務引受自体は、AD間で成立している。

これに対し、債権者であるAは、債務者であるCに対し、通知をしなければならない。これは、原則として、その効力は生じない。

また、債権者が債務者への通知を要求する趣旨は、債務者が自己の債務を免れることを知り、債権者に対し誤り債務を履行することがないようにすること、債務者の利益を保護するためである。したがって、通知がなくても、債務者が債権者と引受人との間で免責的債務引受がなされたことを知っている場合には、それにより自己の債務を免れる旨の主張をすることはできないと考える。

(4) これにより、Cは、AD間の免責的債務引受が成立していることと理由で、Fから求め



裏

(注意事項)

1 答案用紙の種類

本答案用紙は、民法の答案用紙です。

民法、民事訴訟法の答案を本用紙に記載して提出した場合には、試験時間内に申出があった場合を除き、零点となるので、注意してください。

なお、試験時間中に答案用紙の取違えに気付いた場合には、試験監督員の指示に従ってください(試験時間終了後の答案用紙の取違えの申出は一切応じません。)

2 答案用紙の取扱い

答案用紙の取替え、追加配布はしませんので、汚したり折り曲げたりしないでください。

3 答案作成上の注意

- (1) 答案は横書きとし、解答欄の枠内に頁数に従って書き込む。
- (2) 答案は、黒インクのボールペン又は万年筆(ただし、読み取れないおそれがあり、零点となる場合があります)で書く。
- (3) 答案を訂正するときは、訂正部分が数行にわたる場合は、訂正部分を書き消して訂正する。
- (4) 答案用紙の裏面を書き添えて答案を作成した場合に、裏面に記入した内容は採点されません。
- (5) 答案用紙の※印の欄には何も記載しないでください。

4

その他、解答欄に受験者の氏名又は特定人の答案であると判

45

これと支え、これを拒絶するに当たります。

46

第2 設問2

47

1 事実3の譲渡禁止特約(以下「本件特約」といふ)も、当事者間では有効である(

48

466条2項)。これ、譲渡禁止特約が「土地に存在する」といふ点から、その効力は重大な過

49

失がある。譲渡人その他の第三者に対しては、債務の履行を拒むことができない。(466条3項)。

50

本件特約が土地に存在する。平成25年3月5日であり、その旨は同月5日付の内容証明郵便に

51

より、Bに通知されている。したがって、この時点では、Bは、本件特約が土地に存在するを知り得る

52

。よって、Bは、Bの請求を拒むことができないと認められる。

53

2 これ、本件契約は、将来債権の譲渡を含むものである。そして、前述の通り、Bは本件

54

契約時に、契約内容に含まれる債権に権利取得する地位を譲渡されている。この点から

55

場合には、本件契約は、Bが取得する権利に債権を、併時的に譲渡するものである。

56

したがって、本件契約時に、Bが善意である、かつ善意であることは重大な過失がない。本

57

件契約は、Bに有効であると考えるべきである。

58

3(1) また、将来債権譲渡の場合、467条の規定から譲渡人に対する通知、これは、

59

債務者に対する通知と同時に行う必要がある。譲渡禁止特約については、譲渡人その他の

60

第三者は、その存在を知り得るものと推定される。(466条の6第3項) この条項で、その意味は何か?

61

(2) 譲渡禁止特約の意義は、債権者と国定するにすぎず、強引な取立てを債務者

62

と債権者ととの間に、債務者の利益を保護するに資する。そして、将来債

63

権譲渡にあっては、対抗要件を具備するときは、譲渡禁止特約による債務者の

64

保護を優先すべきであることが、本条項の規定から導かれる。

65

(3) 本件契約の対抗要件が具備するときは、Aの主張通り、乙債権を譲渡する

66

旨の内容証明郵便による通知が到達し、平成25年5月7日である。



進めてください。なお、解答欄の枠外（罫色部分及びその外側の余白部分）に記載した場合には、当該部分は採点されません。
インクがプラスチック製消しゴム等で消せないものに限り、これ以外で記載した場合には、機械で正確に
は斜線で、1行の場合には横線で消して、その次に書き直してください。
表が白紙のときは「裏に記載」、それ以外のときは「裏から記載」とだけ、試験時間中に表の解答欄に記載してください（試験時
にされる記載のある答案は無効答案として零点となります。

67 したが、本件特約がなされたのは、同年3月5日である。

68 (4) したが、Bは、本件特約により、知、2017年と訂正される。この結論がどの方に
69 4 以上より、Eは、Bが求めた変更により、譲渡禁止特約をも、2対抗すると
70 が正しい。

71 以上
72
73
74
75
76
77
78
79
80
81
82
83
84
85
86
87
88

科目名	受講クラス	学籍番号	氏名
平成25年予備民法			城山 輝

採点

第1 設問1(1)について

1 パネルの部品の製造及び販売に係る付金債権であり、Aが現在
有しているもの(本件債権)及び今後1年間に有することとなるもの一切(本件
将来債権)をBに譲渡する契約(本件契約)は有効である。検討する。

2 本件債権の譲渡と内容とする契約は、債権の譲渡性(民法466条、以下
法令を略)から有効である。← これは、当然のことであって、わざわざ言う必要はないです。

本件将来債権は将来債権である。将来債権の譲渡が有効であるためには、

① 譲渡の目的とする債権が特定されること(特定性) ② 譲渡を受けることが
公序良俗に反しないことを要する。なお、譲渡の目的とする債権の存在が確定する
ことは要しない。

サゼンの案件が必須とされているが、理由を付けて下さい。

(1) 特定性は、譲渡人から、譲渡の目的とする債権と、他の債権から識別
される程度に特定されることは足りる。

本件将来債権は、パネルの部品の製造及び販売に係る付金債
権であり、今後1年間に有することとなるもの一切である。債権の種類、
期間により特定され、譲渡人Aにあり、他の債権と識別することから
可能である。

よって特定性は認められる(①充足)。

(2) 本件将来債権は、今後1年間に有することとなるもの一切という包括的
なものであるため、譲渡の目的が過大になり、公序良俗に反するおそれ
がある。

しかし、本件将来債権譲渡は、AとBの資金決済の必要を
帯びることを停止条件の発生により、効力が生じるものである。

よって、譲渡の対象が過大であるおそれはない、公序良俗に反しない(②充足)。

これは、これだけのことで、譲渡担保ではないから、
単なる譲渡として公序良俗違反にはならないか？

2014年12月
 あすた...
 ちん...
 12月11日
 23
 12月11日
 ので...

3	4
4	
5	

ちんちん
ヤバリン
ニ
かき
のでは

13
14
15

02/12

単に
格好だけ
方好い

107

1

考慮に
たいて



20

で
書いて
下しな

(2) 本件において、平成25年3月25日に、AとD間、甲債権に係る債務をDが引き受け、これによりCは当該債権の免責を受けざる旨の合意をいす。当該合意は47条1項の免責の債務引受の結果生じざる旨の債権者と引受人との間の契約である。

(3) 事実において、AがCに通知を行つた旨の記述は存在しない。しかし、47条2項の債務者の通知を要する趣旨から、債務者は不要な弁済をせざることを怠りしに鑑み、債務者は免責の債務引受契約の存在を善意で知らざる。是より、

本件において、Cが免責の債務引受を主張する以上、Cは免責の債務引受契約の存在を善意で知らざる。

よって、債務者の通知は成立し得る。

(4) よって、甲債権に係る債務については、免責の債務引受が成立し、効力を発生した。

よって、Cは、甲債権の債務については、免責の債務引受(47条1項)により免れたことにより、Fからの甲債権支払請求を拒絶する。

第3 設問2 1. 112

1 FはB及び乙債権支払請求に対し、譲渡禁止特約を以て對抗する旨を主張し、検討する。

2 乙債権は(本件将来債権に依り)将来債権である。よって、将来債権譲渡禁止特約を以て、債務者から債権者譲受人に対し對抗する旨を主張する問題となる。この特約は、いかに思ふべきか。

466条6.3項、466条3項により、債務者467条定める債権譲

譲渡の対抗要件具備時おに、譲渡制限の意思表示がなされた場合
は、債務者は、譲受人⁴と他の第三者に⁴対し、債務の履行を拒む
こと⁴が⁴でき⁴る。 5466.03, 723.07条文から分かるか？

5 (1) 本件におい、乙債権譲渡にお、Eは同年5月7日に通知が
なされ⁴た⁴り、この時点でBは467条1項の対抗要件を具備⁴して⁴る。

対し、譲渡禁止特約は同年3月5日に~~なされた~~意思表示が
なされ⁴て⁴る。

よ、対抗要件具備時おに譲渡制限の意思表示がなされ⁴て⁴る。

10 3. ~~お~~ お、EはBから乙債権支払請求⁴に⁴対し、譲渡禁止特
約⁴を⁴対し、対抗⁴でき⁴る。

3. ~~お~~ お、EはBから

第7 設問1

第1 小問1

1 事実1の下線を付した契約(以下、本件契約)のうち、担保として「今後1年の間に有することとなるもの一切を」譲渡する契約は将来債権譲渡担保である。よって、当該将来債権譲渡の有効性について検討する。

(1) 将来債権譲渡の有効要件は、①譲渡の目的とする債権が特定されていること、②債権譲渡契約が公序良俗に反しないこと、である。発生
 確実性の要件が必要か問題となるが、不要と解する。なぜなら、債権
 が発生した場合に譲渡人に対し責任追及することにより解決可能
 であるからである。

(2) 本件において、譲渡の目的とする債権の発生原因は、「パネルの部品の製造及び販売に係る代金債権」とされている。そして、「今後1年の間に有することとなるもの」として、譲渡の目的とする債権の期間を特定している。このことから、本件において譲渡の目的とする債権は、他の債権との識別が可能な程度に特定されているといえる。したがって、①の要件を充足する。

本件において、譲渡の目的とする債権は、パネル製造及び販売の代金債権であり、かつ、今後1年の間に取得するものである。Aはパネル製造及び販売の事業を行う会社ではあるが、1年間という期間であればAの自由を過度に制限することにはならない。また、同様に、他の債権者を害するような責任財産の独占ともいえない。したがって、本件将来債権譲渡契約は公序良俗に反しない(②充足)。

(3) よって、本件将来債権譲渡契約は有効であり、本件契約も有効である。

第

問

2 Bが甲債権をいつ取得するのかが、すなわち、将来債権譲渡担保契約における債権移転の時期について検討する。

動産譲渡担保や不動産譲渡担保では譲渡人に設定者留保権を觀念することが出来るが、債権譲渡担保では、それが觀念できない。したがって、債権譲渡担保契約において、債権は、債権譲渡担保契約時に確定的に移転すると解すべきである。このことは、将来債権譲渡担保契約についても同様である。しかし、いつか発生していない債権が契約時に移転するとはいえない。そのため、将来債権が発生したときに取得すると解する。

よって、Bは、甲債権発生時に甲債権を取得する。

第2 小問2

1 AはDとの間で、甲債権に係る債務をDが引き受け、Cを当該債務から免責するという旨の合意をしている。この合意は、免責的債務引受契約(民法(以下略)472条)である。よって、Cとしては、AD間の当該契約により債務を免責されていることをもって、Fからの支払を拒絶すると考えられる。そこで、当該契約をFに対抗することが出来るかが問題となる。

2 差押債権者は、債務者の有している債権を取り立てることに出来るという地位にある。

しかし、その債権の内容は差押前後で変わらぬ。そのため、差押前に第三債務者が債務者に対抗できた事由は、差押後も対抗できる。すなわち、差押前に第三債務者が債務者に対抗できた事由は、差押債権者に対抗することもできる。

本件において、当該契約は平成25年3月25日に締結されており、その後、同年5月1日に差押命令がなされている。

3 したがって、当該契約をFに対抗することはできる。

設問2

1 譲渡制限の特約がなされていても、その債権譲渡は有効であるのが原則である(466条1項)。しかし、譲受人に譲渡制限の意思表示についての悪意または重過失が認められるとき、債務者は譲渡制限の意思表示をもって債務の履行を拒絶することができる(466条2項)。したがって、466条2項の場合、EはBに対し、譲渡禁止特約を対抗することができる。

2 本件において、平成25年3月5日にAE間で譲渡禁止特約がなされている。よって、Aは、Bに対してこの旨を同月5日到達の内容証明郵便で通知している。ここから、同月14日時点で、Bは、AE間の譲渡禁止特約について認識していると考えられる。したがって、Bは、AE間の譲渡禁止特約について悪意であるといえる。

3 よって、EはBに対し譲渡禁止特約を対抗することができる。

ツギルに考えたら部々にそのようにしてよと、

以上

Bは譲渡担保目的で将来使極の譲渡を受けているのに
後からAが全て譲渡禁止特約をつけて取り消せば
何の権利も主張できない。というように言えるか？



H25



000000000

表

試験科目	試験地	受験番号	フリガナ
民法			氏名 山下 保平

第1 設問1

1. 小問1について.

(1) 下線部の契約は、将来債権についての譲渡担保設定契約である。*それじゃ! 将来債権譲渡 + 譲渡担保設定 - じゃ*

そもそも債権の譲渡は原則として可能であるところ(466条1項);

その債権が「現に発生していることを要しない」(466条の6第1項)ため

将来債権の譲渡も有効である。*改正後の条文は、判例法理を明文化*

よて下線部の契約は有効である。*いたものです、全てが有効にカサ
部ではあらずせん*

(2) 次に、Bは甲債権をいつの時点で取得するか、

この点につき、466条の6第2条より、譲渡された将来債権が発生

したとき、当然に取得することとなる。

本問では、売買契約に基づく代金債権たる甲債権の発生時期

は、契約締結時である平成25年3月1日である。

よて甲債権の譲受人であるBは平成25年3月1日に甲債権を当

然に取得する。*本件合意は譲渡担保でなく、^{AD}取手権の喪失も*

2. 小問2について. *B→A 最知の時であることにも触れて下さい*

U 但しCはAの債権者からの請求を拒むことができるか、

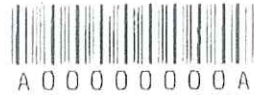
まず、AのCに対する債権は平成25年1月1日にBに譲渡されて

いることからFは甲債権を差し押さえることができることにならないか

が問題となる。

~~但し~~この点につき、BとFは甲債権という同一の目的物にた

自己の権利を主張しており、対抗関係にある。



(上記枠内に、受験番号シールを貼り付けること。)

本文を添えて下さい

A B C

23 債権譲渡について、第三者に対抗するためには、確定日付のある
24 証書による通知が必要である。なお、ここにいう第三者とは、通知の
25 欠缺を主張するに正当な利益を有する者をいう。そして、その優劣の
26 判断は、譲渡の通知が債務者に到達した日付により決する。
27 イ、本問についてみると、債権を差し押さえたFは、譲渡人たるAの
28 債権者であるため、第三者にあたる。そして、Bの通知は5月7日に
29 到達した。しかし、Fによる差し押さえは5月2日にCに送達されて
30 いる。

31 従って、Bは通知が到達する前になされたFによる甲債権の
32 差し押えに対し、対抗することができない。 も結論OK

33 ~~以上より~~以上より、Fによる甲債権の差し押えは有効となり、CはFの請求
34 を拒むことができない。

35 ~~次に~~次に甲債権に基づく債務にF、Dが引受けしを当該
36 債務から免責する合意をAD間でしていることから、CはFの差し押え
37 した甲債権の債務者ではなくなり、Fの請求を拒むことができないか
38 が問題となる。

39 この点につき、免責的債務引受の成立要件は、①債権者と
40 引受人となる者と契約したこと、② ~~債務者~~債権者が債務者に
41 対してその契約の旨を通知したことである。 改正民法から本文を添えて
42 イ、本問についてみると、債権者Aと引受人Dとの間でCの債務
43 を免責する旨の合意をしている(のち足)。

Fとい

44 しかし、AはCに対してかかる合意があった旨の通知をした

+

H 25

山下 修平

裏

(注意事項)

1 答案用紙の種類

本答案用紙は、民法の答案用紙です。

商法、民事訴訟法の答案を本用紙に記載して提出した場合には、試験時間内に申出があった場合を除き、零点となるので、注意してください。

なお、試験時間中に答案用紙の取違えに気付いた場合には、試験監督員の指示に従ってください(試験時間終了後の答案用紙の取違えの申出は一切応じません。)

2 答案用紙の取扱い

答案用紙の取替え、追加配布はしませんので、汚したり折り曲げたりしないでください。

3 答案作成上の注意

(1) 答案は横書きとし、解答欄の枠内に頁数に従って記入してください。

(2) 答案は、黒インクのボールペン又は万年筆(ただし、読み取れないおそれがあり、零点となる場合があります)で記入してください。

(3) 答案を訂正するときは、訂正部分が数行にわたる場合は、訂正部分の前後に「訂正」と記入してください。

(4) 答案用紙の表裏を書き違えて答案を作成した場合に、訂正後に記載することは認めません。

(5) 答案用紙の裏面の欄には何も記載しないでください。

その他

解答欄に受験者の氏名又は特定人の答案であると

45

という事情は見えない(②不承知)

46

よってAの間のCの債務についての免責的債務引受の

47

合意は有効とはならず、Cは甲債権から免責されない。

48

ウ、以上よりCはFからの請求を拒むことができない。

49

そもそもCへの新債付与の趣旨は? Cとしては債務引受の

50

第2設問2:

有効性を主張したいのでは?

51

1 Bの請求に対し、Eは譲渡制限特約をもって対抗することができるか。←もしわがやりやうい問題提起にできるのでは? 工夫してみよう

52

(1) この点につき、譲渡制限特約は、466条2項にいう譲渡制限の意思表示に当たるところ、かかる意思表示があった場合でも、

53

その債権譲渡は有効である(同条同項)

54

もっとも譲渡制限の意思表示につき、悪意または重大過失のある譲渡受人に対して、債務者は債務の履行を拒むことができる(同条3項)。

55

② 本問では、乙債権も下線部の契約の内容であるため、AからBへの乙債権の譲渡は有効である。

56

しかし、AはBに対し、乙債権につき、譲渡禁止特約が付いたことを平成25年3月5日に通知しており、Bは同日時点で譲渡禁止特約の存在につき悪意となっている。

57

2 ここで、譲渡制限の意思表示につき悪意又は重大過失であることの基準時がいつであるかが問題となる。問題提起OK

58

① この点につき、かかる基準時は債権が譲渡された時である。

59

② 理由を付いて、より説得力をもたせて下し

民法
去
3
頁

+



※お読みください。なお、解答欄の枠外（罫色部分及びその外側の余白部分）に記載した場合には、当該部分は採点されません。
（インクがプラスチック製消しゴム等で消せないものに限り。）で記載することとし、これ以外で記載した場合には、模倣で正確に
書かなくてはならず、1行の場合には模倣で消して、その次に書き直してください。
また、罫が白紙のときは「裏に記載」、それ以外のときは「裏から記載」とだけ、試験時間中に表の解答欄に記載してください（試験時
間中に裏面を参照することはできません）。
※用紙される記載のある答案は無効答案として採点となります。

- 67
68
69
70
71
72
73
74
75
76
77
78
79
80
81
82
83
84
85
86
87
88
- (2) 本問についてみると、Bが甲乙債権を取得するのは、甲債権
についてと同様に考え、AとB間の契約締結時であるため、平成
25年3月5日時点である。
一方、Bが譲渡制限特約の存在について悪意となるのも同日である。
ここでBに対する通知が郵便でなされており、かかる通知が
契約締結時より前に到達することは考えにくい。
(3) よってBが乙債権を取得した時点では、譲渡制限特約
につき善意であるといえる。
以上より466条3項は適用せずBはBの言責を拒む
ことができる。

以上。